大宰府跡	大正十年内務省告示第十八号、昭和三年文部省告示第一百二十九号、昭和四年文部省告示第二百七十五号、昭和十年文部省告示第四百二十六号、昭和十二年文部省告示第六百三十一号、昭和十三年文部省告示第八百十三号、昭和十四年文部省告示第九百十六号、昭和十五年文部省告示第千二十三号、昭和十六年文部省告示第千百十三号、昭和十七年文部省告示第千二百十三号、昭和十八年文部省告示第千三百十三号、昭和十九年文部省告示第千四百十三号、昭和二十年文部省告示第千五百十三号、昭和二十一年文部省告示第千六百十三号、昭和二十二年文部省告示第千七百十三号、昭和二十三年文部省告示第千八百十三号、昭和二十四年文部省告示第千九百十三号、昭和二十五年文部省告示第二千十三号、昭和二十六年文部省告示第二千百十三号、昭和二十七年文部省告示第二千二百十三号、昭和二十八年文部省告示第二千三百十三号、昭和二十九年文部省告示第二千四百十三号、昭和三十年文部省告示第二千五百十三号、昭和三十一年文部省告示第二千六百十三号、昭和三十二年文部省告示第二千七百十三号、昭和三十三年文部省告示第二千八百十三号、昭和三十四年文部省告示第二千九百十三号、昭和三十五年文部省告示第三千十三号、昭和三十六年文部省告示第三千百十三号、昭和三十七年文部省告示第三千二百十三号、昭和三十八年文部省告示第三千三百十三号、昭和三十九年文部省告示第三千四百十三号、昭和四十年文部省告示第三千五百十三号、昭和四十一年文部省告示第三千六百十三号、昭和四十二年文部省告示第三千七百十三号、昭和四十三年文部省告示第三千八百十三号、昭和四十四年文部省告示第三千九百十三号、昭和四十五年文部省告示第四千十三号、昭和四十六年文部省告示第四千百十三号、昭和四十七年文部省告示第四千二百十三号、昭和四十八年文部省告示第四千三百十三号、昭和四十九年文部省告示第四千四百十三号、昭和五十年文部省告示第四千五百十三号、昭和五十一年文部省告示第四千六百十三号、昭和五十二年文部省告示第四千七百十三号、昭和五十三年文部省告示第四千八百十三号、昭和五十四年文部省告示第四千九百十三号、昭和五十五年文部省告示第五千十三号、昭和五十六年文部省告示第五千百十三号、昭和五十七年文部省告示第五千二百十三号、昭和五十八年文部省告示第五千三百十三号、昭和五十九年文部省告示第五千四百十三号、昭和六十年文部省告示第五千五百十三号、昭和六十一年文部省告示第五千六百十三号、昭和六十二年文部省告示第五千七百十三号、昭和六十三年文部省告示第五千八百十三号、平成元年文部省告示第五千九百十三号、平成二年文部省告示第六千十三号、平成三年文部省告示第六千百十三号、平成四年文部省告示第六千二百十三号、平成五年文部省告示第六千三百十三号、平成六年文部省告示第六千四百十三号、平成七年文部省告示第六千五百十三号、平成八年文部省告示第六千六百十三号、平成九年文部省告示第六千七百十三号、平成十年文部省告示第六千八百十三号、平成十一年文部省告示第六千九百十三号、平成十二年文部省告示第七千十三号、平成十三年文部省告示第七千百十三号、平成十四年文部科学省告示第七千二百十三号、平成十五年文部科学省告示第七千三百十三号、平成十六年文部科学省告示第七千四百十三号、平成十七年文部科学省告示第七千五百十三号、平成十八年文部科学省告示第七千六百十三号、平成十九年文部科学省告示第七千七百十三号、平成二十年文部科学省告示第七千八百十三号、平成二十一年文部科学省告示第七千九百十三号、平成二十二年文部科学省告示第八千十三号、平成二十三年文部科学省告示第八千百十三号、平成二十四年文部科学省告示第八千二百十三号、平成二十五年文部科学省告示第八千三百十三号、平成二十六年文部科学省告示第八千四百十三号、平成二十七年文部科学省告示第八千五百十三号
水城跡	大正十年内務省告示第十八号、昭和三年文部省告示第一百二十九号、昭和四年文部省告示第二百七十五号、昭和十年文部省告示第四百二十六号、昭和十二年文部省告示第六百三十一号、昭和十三年文部省告示第八百十三号、昭和十四年文部省告示第九百十六号、昭和十五年文部省告示第千二十三号、昭和十六年文部省告示第千百十三号、昭和十七年文部省告示第千二百十三号、昭和十八年文部省告示第千三百十三号、昭和十九年文部省告示第千四百十三号、昭和二十年文部省告示第千五百十三号、昭和二十一年文部省告示第千六百十三号、昭和二十二年文部省告示第千七百十三号、昭和二十三年文部省告示第千八百十三号、昭和二十四年文部省告示第千九百十三号、昭和二十五年文部省告示第二千十三号、昭和二十六年文部省告示第二千百十三号、昭和二十七年文部省告示第二千二百十三号、昭和二十八年文部省告示第二千三百十三号、昭和二十九年文部省告示第二千四百十三号、昭和三十年文部省告示第二千五百十三号、昭和三十一年文部省告示第二千六百十三号、昭和三十二年文部省告示第二千七百十三号、昭和三十三年文部省告示第二千八百十三号、昭和三十四年文部省告示第二千九百十三号、昭和三十五年文部省告示第三千十三号、昭和三十六年文部省告示第三千百十三号、昭和三十七年文部省告示第三千二百十三号、昭和三十八年文部省告示第三千三百十三号、昭和三十九年文部省告示第三千四百十三号、昭和四十年文部省告示第三千五百十三号、昭和四十一年文部省告示第三千六百十三号、昭和四十二年文部省告示第三千七百十三号、昭和四十三年文部省告示第三千八百十三号、昭和四十四年文部省告示第三千九百十三号、昭和四十五年文部省告示第四千十三号、昭和四十六年文部省告示第四千百十三号、昭和四十七年文部省告示第四千二百十三号、昭和四十八年文部省告示第四千三百十三号、昭和四十九年文部省告示第四千四百十三号、昭和五十年文部省告示第四千五百十三号、昭和五十一年文部省告示第四千六百十三号、昭和五十二年文部省告示第四千七百十三号、昭和五十三年文部省告示第四千八百十三号、昭和五十四年文部省告示第四千九百十三号、昭和五十五年文部省告示第五千十三号、昭和五十六年文部省告示第五千百十三号、昭和五十七年文部省告示第五千二百十三号、昭和五十八年文部省告示第五千三百十三号、昭和五十九年文部省告示第五千四百十三号、昭和六十年文部省告示第五千五百十三号、昭和六十一年文部省告示第五千六百十三号、昭和六十二年文部省告示第五千七百十三号、昭和六十三年文部省告示第五千八百十三号、平成元年文部省告示第五千九百十三号、平成二年文部省告示第六千十三号、平成三年文部省告示第六千百十三号、平成四年文部省告示第六千二百十三号、平成五年文部省告示第六千三百十三号、平成六年文部省告示第六千四百十三号、平成七年文部省告示第六千五百十三号、平成八年文部省告示第六千六百十三号、平成九年文部省告示第六千七百十三号、平成十年文部省告示第六千八百十三号、平成十一年文部省告示第六千九百十三号、平成十二年文部省告示第七千十三号、平成十三年文部省告示第七千百十三号、平成十四年文部科学省告示第七千二百十三号、平成十五年文部科学省告示第七千三百十三号、平成十六年文部科学省告示第七千四百十三号、平成十七年文部科学省告示第七千五百十三号、平成十八年文部科学省告示第七千六百十三号、平成十九年文部科学省告示第七千七百十三号、平成二十年文部科学省告示第七千八百十三号、平成二十一年文部科学省告示第七千九百十三号、平成二十二年文部科学省告示第八千十三号、平成二十三年文部科学省告示第八千百十三号、平成二十四年文部科学省告示第八千二百十三号、平成二十五年文部科学省告示第八千三百十三号、平成二十六年文部科学省告示第八千四百十三号、平成二十七年文部科学省告示第八千五百十三号
福岡県太宰府市観世音寺三丁目	三六二番二、三六三番一、三六三番四、三六三番七、三六三番八、三六三番九、三六三番一〇、三六三番一一、三六三番一二、三六三番一三、三六三番一四、三六三番一五、三六三番一六、三六三番一七、三六三番一八、三六三番一九、三六四番一、三六四番二、三六五番一、三六五番二、三六五番三、一一七九番一
福岡県太宰府市吉松一丁目同国分二丁目	一一四番一、一一四番一一、一一八番六、一一八〇番一

○文部科学省告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡及び特別天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
日光杉並木街道附並木寄進碑	大正十一年内務省告示第四十九号、昭和二年文化財保護委員会告示第十九号、昭和二十八年文化財保護委員会告示第十号、昭和二十九年文化財保護委員会告示第六十一号、昭和三十年文化財保護委員会告示第十一号、昭和三十一年文化財保護委員会告示第十二号、昭和三十二年文部省告示第百二十一号、昭和三十三年文部省告示第百五十一号、昭和三十四年文部省告示第百九十九号、昭和三十五年文部省告示第二百十四号、昭和三十六年文部省告示第二百四十一号、昭和三十七年文部省告示第二百七十一号、昭和三十八年文部省告示第三百一号、昭和三十九年文部省告示第三百三十一号、昭和四十年文部省告示第三百六十一号、昭和四十一年文部省告示第三百九十一号、昭和四十二年文部省告示第四百二十一号、昭和四十三年文部省告示第四百五十一号、昭和四十四年文部省告示第四百八十一号、昭和四十五年文部省告示第五百十一号、昭和四十六年文部省告示第五百四十一号、昭和四十七年文部省告示第五百七十一号、昭和四十八年文部省告示第五百九十九号、昭和四十九年文部省告示第六百二十一号、昭和五十年文部省告示第六百五十一号、昭和五十一年文部省告示第六百八十一号、昭和五十二年文部省告示第七百十一号、昭和五十三年文部省告示第七百四十一号、昭和五十四年文部省告示第七百七十一号、昭和五十五年文部省告示第八百一号、昭和五十六年文部省告示第八百三十一号、昭和五十七年文部省告示第八百六十一号、昭和五十八年文部省告示第八百九十一号、昭和五十九年文部省告示第九百二十一号、昭和六十年文部省告示第九百五十一号、昭和六十一年文部省告示第九百八十一号、昭和六十二年文部省告示第千十一号、昭和六十三年文部省告示第千四十一号、平成元年文部省告示第千七十一号、平成二年文部省告示第千百一号、平成三年文部省告示第千百三十一号、平成四年文部省告示第千百六十一号、平成五年文部省告示第千百九十一号、平成六年文部省告示第千二百二十一号、平成七年文部省告示第千二百五十一号、平成八年文部省告示第千二百八十一号、平成九年文部省告示第千三百十一号、平成十年文部省告示第千三百四十一号、平成十一年文部省告示第千三百七十一号、平成十二年文部省告示第千四百一号、平成十三年文部省告示第千四百三十一号、平成十四年文部科学省告示第千四百六十一号、平成十五年文部科学省告示第千四百九十一号、平成十六年文部科学省告示第千五百二十一号、平成十七年文部科学省告示第千五百五十一号、平成十八年文部科学省告示第千五百八十一号、平成十九年文部科学省告示第千六百一号、平成二十年文部科学省告示第千六百三十一号、平成二十一年文部科学省告示第千六百六十一号、平成二十二年文部科学省告示第千六百九十一号、平成二十三年文部科学省告示第千七百二十一号、平成二十四年文部科学省告示第千七百五十一号、平成二十五年文部科学省告示第千七百八十一号、平成二十六年文部科学省告示第千八百一号、平成二十七年文部科学省告示第千八百三十一号	栃木県日光市小倉字境石	五番二のうち実測七四六・九三平方メートル、五番三のうち実測八五八・八四平方メートル
		同　小倉字田中台	二二八番四、二三〇番一、二三〇番三のうち実測一三六・四三平方メートル
		同　小倉字東原	八〇五番一
		同　小倉字海道東	一〇番三、一一番三、一二番二、一三番二、一四番、一五番三、二一番、二二番二、二五番二
		同　小代字東原	二八九番一〇のうち実測四一六・〇七平方メートル、二八九番一一のうち実測五七八・三七平方メートル、二八九番三〇八のうち実測三〇六・一七平方メートル、二八九番三一二のうち実測七七一・八九平方メートル、二九〇番のうち実測六七一・九五平方メートル、一四八五番九五、一四八五番九四のうち実測一三五・四三平方メートル
		同　室瀬字下ノ原	四九三番五、四九三番六、四九三番七、四九三番八、四九三番一〇
		同　室瀬字十石坂	五〇九番九
		同　室瀬字南山	四三〇番四、四三三番
		同　室瀬字一里塚	八二番三
		同　室瀬字大道端	八三番
		同　森友字大桑道上	九四六番一、九四六番二、九四六番三

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を栃木県教育委員会及び日光市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。